

処方箋の様式が変わっていることにお気付きでしょうか？

4月から、処方薬の新しい受け取り方として「リフィル処方箋」の制度が導入されました。定められた期間、回数内であれば、同じ処方箋で、医師の診療なく繰り返し薬をもらえます。米国や英国などでは既に制度化されていて、日本でも2010年ごろから議論されてきました。

これによってどのようなメリットがあるのでしょうか。まず、患者さんの通院にかかる時間的、金銭的負担の軽減になります。薬を受け取る日時がある程度自由に決められ、他者との接触が控えられるので感染症のリスクが減ります。また医師の業務負

ちよつと得する
クスリ
の知
識

<111>

リフィル処方箋 薬局選び重要

担が減るほか、医療費の節約につながります。

一方で、次のようなデメリットもあります。医師の診察による経過観察の機会が減るので症状の変化に気付きにくくなり、健康被害や医療事故につながる恐れがあります。そもそも、処方箋を紛失しないようしっかり保管しておかなければなりません。

リフィル処方箋を受け取れるのは「症状が安定している患者さん」のみで、麻薬（がんなどの痛み止め）や向精神薬（睡眠導入

剤など）、新薬といった投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬については、リフィル処方箋による処方はいけません。

患者さんにとってメリットのあるリフィル処方箋ですが、医療機関を受診する機会が減るため、今まで以上に薬局選びが重要になってきます。まだ始まったばかりの制度です。いつでも相談でき、信頼できるかかりつけ薬局・薬剤師を選んでおくことをお勧めします。

（菅沼 貴仁・県薬剤師会常務理事）

<毎月第4火曜日に掲載>